

安八町告示第70号

安八町職員措置請求に係る監査結果について

令和2年3月24日付で提出された住民監査請求書[安八町職員措置請求書(以下「請求書」という。)]について、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第4項に基づき、監査した結果を下記のとおり公表する。

令和2年5月1日

安八町監査委員 清 伸二 
安八町監査委員 碓井 昭夫 

記

第1 監査の請求

1 請求人

[REDACTED]

2 請求書の受付

令和2年3月24日

3 請求の趣旨

請求人から提出された請求の趣旨及び事実を証する書面等は次のとおりである。
なお、請求の趣旨については原文のまま記載する。

監査委員は、安八町長に対し、平成31年3月25日に支出した、給食センター運営審議会の折、給食費 2,951円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告せよ。

(添付書類)

本件に係る事実証明として、次の書類が提出された。

1. 平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書
2. 平成30年度 証拠書類貼付台紙
3. 令和2年1月28日付 情報公開請求書
4. 伺い 支出命令の取り消しについて
(平成27年度 大垣土木事務所との懇親会費)

5. 伺い 支出命令の取り消しについて

(平成28年度 大垣土木事務所との懇親会費)

6. 伺い 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料
(タクシー代) の戻入れについて (戻入れ金額175,250円)

第2 請求の受理

監査の実施にあたり、本件請求は、所定の形式要件は具備しているが、法第242条の要件に適合しているかどうかを慎重に判断する必要があったため、令和2年3月27日に清伸二監査委員並びに碓井昭夫監査委員の合議により、これを受理した。

第3 監査委員の判断 [法第242条の要件による判断]

住民監査請求は、法第242条の規定に基づき、町長や町職員等の違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民が直接その是正や防止、損害の補填を求めて監査委員に監査を請求する制度である。

本件請求で請求人は、平成31年3月25日に支出した、給食センター運営審議会の折、給食費 2,951円を補填するために必要な措置を講ずるよう勧告することを請求している。

のことから、本件請求は、財務会計行為を対象とした住民監査請求の要件を満たしていると判断し、監査を実施することとした。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第242条第7項の規定に基づき、令和2年4月24日に証拠の提出及び陳述の機会を設けたが、令和2年4月23日に欠席の連絡があつたため陳述は実施しなかった。

また、同期日に新たな証拠の提出もなかつた。

2 監査の実施

(1) 監査対象事項

法第242条の規定に基づき、本請求の趣旨のとおり公金の支出が違法若しくは不当であり、かつ、監査委員の判断がされた日において安八町に損害が現実に

発生していたのか否かについて、令和2年4月24日に監査を実施した。

(2) 監査対象課

監査対象課を学校教育課、給食センターとし、必要な資料の提出を受けるとともに関係職員から事情を聴取した。

第5 事実関係の確認

1 監査対象事項について

関係課（職員）からの事情聴取、関係資料の調査及び確認の結果、関連する事項を含め次の事項を確認した。

- (1) 平成31年1月22日付 安教給第2号「平成30年度学校給食センター運営審議会の開催について」が、運営審議会 会長から、安八町長（以下「町長」という。）に送達された。
- (2) (1) の内容は、「1. 開催日時：平成31年2月21日（木）（以下「当該日等」という。）午前10時30分～／2. 開催場所：安八町立学校給食センター 2階会議室／3・協議事項：(1) 学校給食の状況について、(2) 平成30年度学校給食事業収支決算見込額について、(3) 平成31年度学校給食事業の方針（案）について、(4) 平成31年度学校給食事業収支計画（案）について、(5) その他／※ 尚、当日は昼食としまして、当日の学校給食を準備しております。」であった。
- (3) (1) にいう（安八町）学校給食審議会（以下「審議会」という。）は、審議会条例に基づき設置された付属機関であり、その目的は、「学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発展に資するもの」とした上で、「学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることである。
- (4) 当該日は、審議会会长（1名）、同副会長（1名）、同委員（11名）、安八町長（以下「町長」という。）他、町事務局（4名）が出席し、(2) にいう協議事項が協議された。
- (5) (4) の後、審議会会长（1名）、同副会長（1名）、同委員（11名）は、学校給食に対する理解を深めるとともに、給食センターの運営に関して当面における課題等につき意見交換し、質の高い食育の推進を図ることを目的として、児童及び生徒たちに提供されている給食を食した。
- (6) 審議会会长（1名）、同副会長（1名）、同委員（11名）は、給食を食する機会を利用して（5）の目的を達成した。
- (7) 本件請求にいう、「給食センター運営審議会の折 給食費 2,951円」は、(5) にいう給食に係る費用であり、平成31年3月25日に一般会計から支出された。

第6 判断に当たっての関係法令等について

1 安八町食糧費取扱基準

食糧費を支出するにあたり、その執行基準（会食経費、茶菓子及び弁当代、緊急時用経費、予算執行、その他）が規定されている。

2 福岡地方裁判所 平成13年3月22日判決

(1) 行政事務及び事業の執行上、外部者の参加を求めて会合をもつ必要性があり、これと同時又は引き続いて、会合自体では不十分なところをおぎなつたり、又は外部者に対し、会合への出席及び情報・助言の提供に対する儀礼の趣旨の接遇を兼ねて食糧費というふさわしい節度ある会食又は社会通念上儀礼の範囲を超えない会食をすることは、食糧費の対象の範囲内であるということができるとされ、又、社会通念上儀礼の範囲を超えているか否かについては、行政事務及び事業と会合等との関連性、接遇の必要性、接遇の相手方の身分及び地位、接遇の内容等から判断すべきとされた。

(2) 略

(3) 略

3 地方財政法第4条第1項

地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最少の限度をこえて、これを支出してはならない。

4 法第232条第1項

普通地方公共団体は、当該地方公共団体の事務を処理するために必要な経費その他法律又はこれに基づく政令により当該普通地方公共団体の負担に属する経費を支弁するものとする。

第7 監査の結果

本件請求については、次のように決定した。

本件請求で請求人は、「令和2年1月28日付にて、支払年月日が平成31年3月25日の給食センター運営審議会の折、給食費に関する「この会の出席者相互で行われた意見交換に関する復命された書面」、「この会の目的が達成されたことを証するもの」、「この会の結果がどのように町政に反映されたか分かるもの」について情報公開請求をしたところ、法定期限を過ぎた現在でも公開が決定されず書類の確認が不可能である。」との事実を前提に、「平成30年度 支出負担行為決議書兼支出命令書の備考・摘要には、「給食センター運営審議会の折、給食費（2／21）」としか記載されておらず、どのような目的の支出であったのか、その目的は達成されたのか、また、その結果がどのように町政に反映されたのか検証しなければならない支出である。」とした上で、「出席者相互で行われた意見交換に関する復命され

た書面や、会の目的が達成されたことを証する書面や、会の結果がどのように町政に反映されたか分かるものを組織的に用いるために職務上作成していなければこの支出は認められないものである。なぜなら、公費を支出する以上はこれらの書類を作成し行事の内容や結果を記録し、これらの情報を今後さまざまな施策に活用できる状態にしておかなければならぬことは言うまでもない。また、本件に関する復命されたものが何も残っていなければ本件の行事の給食人員13についても疑義が生ずるものとなる。公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「問い合わせ 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」と主張している。

本件請求が町に損害を与えたか否かの判断に先立ち、本件請求にいう、審議会会長(1名)、同副会長(1名)、同委員(11名)が給食を食したことについて検討した。

学校教育課、給食センター生涯学習課の説明によれば、審議会会長(1名)、同副会長(1名)、同委員(11名)が審議会後に給食を食したことは、第5 事実関係の確認／1 監査対象事項について／(5)のとおり、学校給食に対する理解を深めるとともに、給食センターの運営に関して当面における課題等につき意見交換し、質の高い食育の推進を図るために行われたものであった。

その中で、本件請求にいう公金の支出は、同／(7)のとおりであった。

この公金(食糧費)の支出は、身体の発育期における児童及び生徒にバランスのとれた栄養のある食事を提供し、児童及び生徒の健康の増進及び体位の向上を図るため、かつ給食という「生きた教材」を通して、学校給食の普及と充実に加えて、学校における食育の推進を図るために費消されたものであり、また、本件請求にいう公金の支出は、安八町食糧費取扱基準に沿った食糧費の支出であった。

そして、第6 判断に当たっての関係法令等について／2 福岡地方裁判所 平成13年3月22日判決／(1)で示されている裁判例にも逸脱していないと考えられることから、町に損害を与えるものではないと判断した。

併せて、請求人は、請求書中、請求の理由にて、「公費の支出に際して、疑義が持たれるものであれば、「問い合わせ 平成29年度一般会計予算執行における議会費の⑭使用料及び賃借料(タクシ一代)の戻入れについて」と同様に戻入れがされなければならないものである。」としているが、監査対象課から提出を受けた資料や関係職員から聴取した事情に併せて、監査にて客観的事実と整合し、その信用性を覆す事情がない場合には、手控えや記憶を根拠として事実を認定することに差し支えないものと判断した。

よって、請求人の主張には理由がないと判断し、これを棄却する。

第8 監査委員の意見

なし。